

平成 25 年度
静岡県国土利用計画審議会
(参考資料)

- 1 土地利用基本計画の概要
- 2 静岡県国土利用計画審議会条例
- 3 静岡県国土利用計画審議会の公開実施要綱



1. 静岡県土地利用基本計画の概要

富国有徳の理想郷—しずおか

ふじのくに



1 土地利用基本計画の構成

都市地域、農業地域等の五地域の範囲を図面表示した「計画図」と土地利用の調整に関する事項等を記載した「計画書」から構成

土地利用基本計画

「計画図」

都道府県の範囲を五地域に区分し、それを5万分の1の縮尺の地形図に表示。個別規制法の地域・区域の変更に先立ち変更

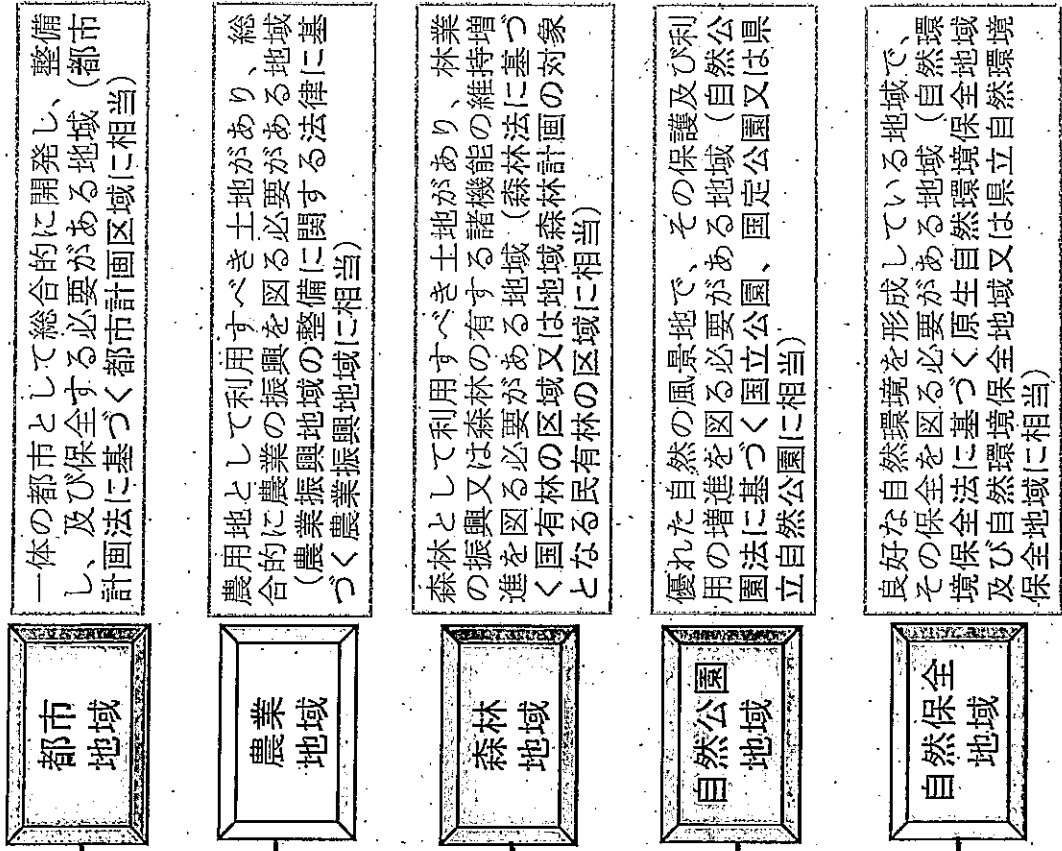
変更時期：随時
(通常年1回)

「計画書」

土地利用の基本方向
五地域ごとの土地利用の原則
五地域区分の重複する地域における
土地利用に関する調整指導方針
(土地利用の優先順位、土地利用の
誘導の方法等)

変更時期：国土利用計画施行
(計法の第10条(1)第1号)

2 土地利用基本計画の位置付け



土地利用基本計画（法第9条の規定により県が定める。）

- 都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として土地利用の総合調整の機能を発揮
- 都道府県の区域を五地域に区分するとともに、五地域ごとの土地利用の原則、五地域が重複する地域の土地利用の優先順位及び土地利用の誘導の方法等を定める即地的な計画

- 計画図（五地域区分を図面にゾーニング）
- 計画書（土地利用の基本方向、土地利用の原則、重複地域の調整方針等）

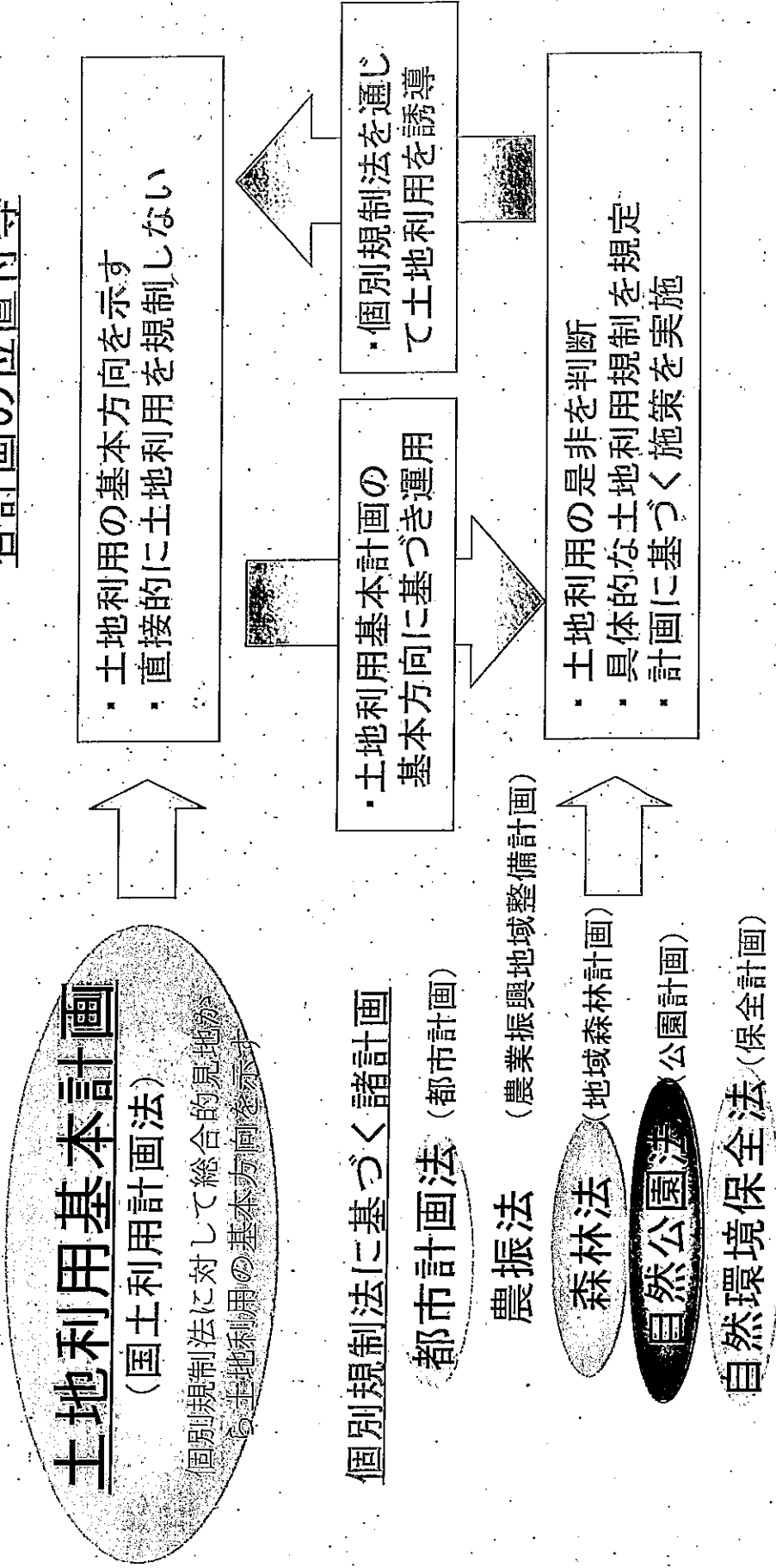
富國有徳の理想郷—しずおか

ふじのくに

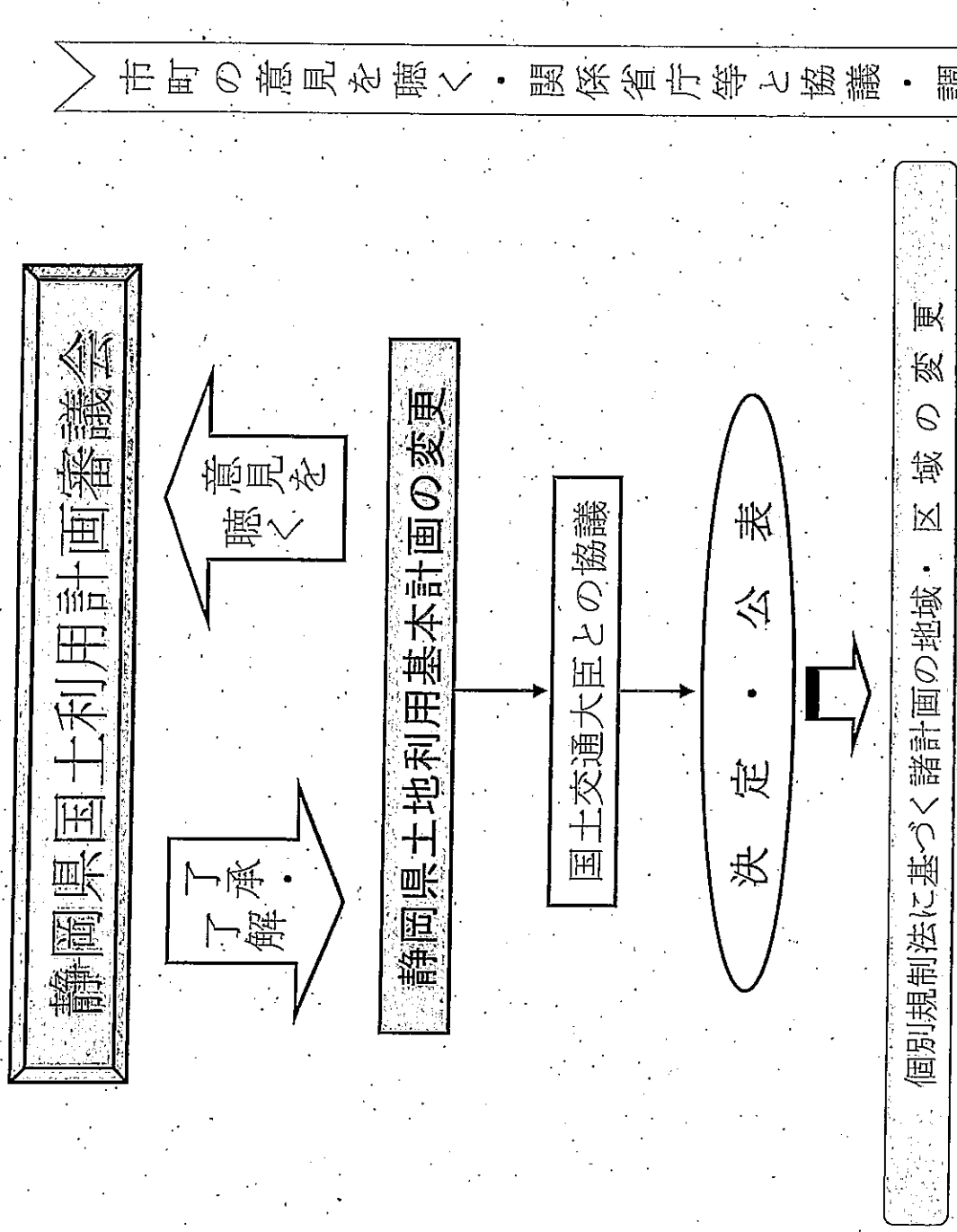


3 土地利用基本計画と個別規制法との関係

各計画の位置付等



4 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更手続き



富国徳の理想郷—しずおか

ふじのくに



2 静岡県国土利用計画審議会条例

制定 昭和 49 年 10 月 19 日 条例第 43 号

静岡県国土利用計画地方審議会条例をここに公布する。

静岡県国土利用計画審議会条例

(題名改正 [平成 12 年 条例 2 号])

(趣旨)

第 1 条 この条例は、国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号。以下「法」という。)第 38 条第 2 項の規定に基づき、静岡県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正 [平成 12 年 条例 2 号])

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 3 条 委員及び臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、その任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(特別委員会)

第 5 条 審議会は、法第 7 条第 1 項の都道府県計画及び法第 9 条第 1 項の土地利用基本計画に関し特別に調査審議する必要があると認めるときは、審議会の定めるところにより、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 特別委員会に委員長を置き、特別委員会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 委員長は、特別委員会の事務を掌理する。

5 委員長に事故があるときは、特別委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

(会議)

第7条 審議会又は特別委員会は、会長が招集する。

2 審議会にあつては会長が、特別委員会にあつては委員長が会議の議長となる。

3 審議会又は特別委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会又は特別委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、それぞれ議長の決するところによる。

5 審議会は、その定めるところにより、特別委員会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(資料の提出等)

第8条 審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長等に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会及び特別委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行後最初に行われる審議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、知事がこれを招集する。

(静岡県総合開発審議会条例の一部改正)

3 静岡県総合開発審議会条例(昭和25年静岡県条例第68号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成12年3月21日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

3 国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県国土利用計画審議会における会議の公開に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(公開又は非公開の決定方法)

第2条 会議の公開、非公開については、あらかじめ議案ごとに会長が判断するものとする。

2 事務局は、議案が固まった後に、会長に公開、非公開について諮るものとする。

(会議開催の周知)

第3条 事務局は、会議開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を記載した案内を作成し、県民サービスセンター及び各財務事務所に送付するとともに、インターネットに公開するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議案
- (4) 非公開の有無
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴手続き
- (7) 問い合わせ先

(傍聴定員)

第4条 傍聴定員は、10人以内とする。

(傍聴者の抽選)

第5条 事務局は、傍聴希望者が傍聴定員を上回った場合には、抽選を行い、傍聴者を決定するものとする。

(傍聴者への資料配布)

第6条 事務局は、傍聴者に議案書及び附図と同等の資料を配布するものとする。

(傍聴に係る遵守事項)

第7条 傍聴者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 指示された傍聴席で、静粛に傍聴すること。
- (2) 発言、拍手その他の方法による可否の表現等をしないこと。
- (3) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

2 事務局は、傍聴者に対して前項に掲げる事項を周知させる措置を講ずるものとする。

(報道機関の取材)

第8条 報道機関の取材については、これを認める。ただし、第2条の規定により会長が非公開が適当であると判断した議案については、この限りでない。

(秩序の保持)

第9条 議長は、傍聴者がこの要綱に違反したときは、これを制止させるものとする。

2 議長は、傍聴者が前項の規定による制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から適用する。